平成２４年（フ）第４４１号
沖縄県那覇市字仲井真272番地１　鉢嶺リースビル607
債務者　上里　　健
１　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２２８号
福井県勝山市村岡町浄土寺第24号31番地１
債務者　中村　正美
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８１号
福井市経田２丁目905番地１　グランドエクシード305号、旧住所福井市経田２丁目1001番地　フェルティ経田202
債務者　東　　恭治
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８４号
福井市舟橋新１丁目409番地　センチュリーテラスＡ　202号室
債務者　竹内　惠理
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８５号
福井県鯖江市上鯖江２丁目１番７－２号
債務者　増田ひとみ
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９０号
福井市大東２丁目２番21号　サンライズ大東303号室
債務者　及位美智子
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９１号
福井市高木中央１丁目1816番地
債務者　塚谷真由美
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４８号
福井県敦賀市野神15号４番地の13
債務者　谷口　忠晴
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第２７１号
兵庫県伊丹市荻野西２丁目５番５－302号
債務者　加藤ミツオこと　加藤　光夫
１　決定年月日時　平成24年10月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２７２号
兵庫県宝塚市中筋７丁目７番７－101号
債務者　安野　光生
１　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２７７号
兵庫県伊丹市千僧５丁目50番地の１伊丹ダイヤハイツ506号
債務者　若松　由紀
１　決定年月日時　平成24年10月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２０８号
広島県福山市西深津町６丁目４番14号　サンシティーウエノＡ101、旧住所広島県福山市明王台５丁目１番24号
債務者　柏木　　淳
１　決定年月日時　平成24年10月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２２１号
岩手県釜石市野田町２丁目25番30号
債務者　野田由花子
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５６７号
香川県高松市三谷町78番地３　フォブール桜102、住民票上の住所千葉県柏市富里１丁目４番28号　アグナス４―201号
債務者　三上　　寛
１　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５７３号
千葉県柏市柏242番地６
債務者　樋口惠美子（旧姓竹内・海老原）
１　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６１９号
千葉県野田市鶴奉84番地の４　市営住宅鶴奉団地２号棟306
債務者　須賀　友美
１　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６２８号
千葉県柏市中央１丁目４番11号　デュエル柏203号
債務者　御山　祥一
１　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部